

令和5年10月からの現物給付化拡大に伴い
「小・中学生」「ひとり親家庭等」の医療費受給者証が変わります

お持ちの受給者証の色が変わります

新しい受給者証は令和5年9月中旬以降に送付予定です
お手元に届いたら、記載してある住所、氏名、生年月日などを確認してください。

小学生・中学生

現在(ピンク色) 現在(黄緑色)



変更後
黄色

ひとり親家庭等

現在(オレンジ色)



変更後
緑色

現物給付方式での助成を受けるためには、新しい受給者証の提示が必要です。
※上部に「現物給付」と記載されています。

注意点

以下の場合は手続きが必要です

受給者証に記載されている内容から変更があったとき

住所、氏名、加入している健康保険などに変更がある場合は、異動届の提出が必要です。手続きに必要なものは問合せ先にお尋ねください。

領収書の提出が必要なとき

次の場合は、償還払いの申請手続きが必要です。申請期限がありますので、**お早めに申請願います。**
●受給者証を提示し忘れた。
●子ども医療費等助成制度に対応していない医療機関等を受診した。

医療費が高額になりそうなき

入院や手術などで医療費が高額になりそうなきときは、事前に「限度額適用認定証」の発行を受け、医療機関窓口に提示してください。
※限度額適用認定証の発行は保険証の発行機関へお問い合わせください。

その他の注意点や制度の内容については、市ホームページをご覧ください

【問合せ先】

▶松浦市ホームページ
QRコード



子育て・こども課 子育て支援係(内線 146) 電話番号:0956-72-1111